

## 大阪大学大学院高等司法研究科における司法試験在学中受験資格について

1. 司法試験が行われる日の属する年の3月31日までに、以下の区分に応じ、それぞれ以下に定める単位を修得していること。

(1) 選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）又は国際関係法（私法系）） 4単位以上

→[カリキュラム表](#)の「展開・先端科目」にある上記選択科目に該当する科目

※司法試験受験時（出願時）に選択する選択科目と同一である必要はない。

(2) 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）の基礎科目（※導入演習を除く） 30単位以上

→[カリキュラム表](#)の「法律基本科目」にある「○○基礎」という名称の1年次配当の科目

(3) 法律基本科目の応用科目 18単位以上

→[カリキュラム表](#)の「法律基本科目」にある2年次以上配当科目

2. 司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に本研究科の課程を修了する見込みがあること。